

岐阜市第三次公立保育所民営化移管先法人募集要項
＜令和3年度（令和5年度民営化保育所移管先法人の募集）＞

提出書類 参考資料集

1. 岐阜市から移管を受けた保育所の保育士配置基準
2. 岐阜市から移管を受けた保育所の保育士配置基準
に基づく必要職員数
3. 岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（概要）
4. 岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び
岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付要綱（概要）
5. 岐阜市立保育所全体的な計画
6. 地区別児童数一覧
7. 保育所別入所児童数推移（過去6年間）
8. 園舎の建替えに対する市の補助予定額について
9. 提出書類様式例集
10. 各保育所の概要
 - ①佐波保育所
 - ②合渡保育所
 - ③柳津東保育所

1. 岐阜市から移管を受けた保育所の保育士配置基準

以下に定める基準は、公立保育所の「保育所職員配置基準」を基にした移管を受けた保育所に配置する保育士の配置基準であり、移管先法人はこの基準に基づき保育士を配置すること。

なお、非常勤・短時間保育士を充てる場合の保育士配置、及び当該基準で規定されたこと以外のことに係る職員配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児初0823第1号)」に準ずることとする。

また、延長保育事業、一時預かり事業等については、国の基準以上の職員配置を行うこと。

(1) 保育士

保育士配置基準

0歳	3 : 1	1歳	6 : 1	2歳	6 : 1
3歳	20 : 1	4歳	30 : 1	5歳	30 : 1

- ・年齢別子ども数に対し、それぞれ上記の保育士配置基準にて算出(小数点以下三捨四入)
- ・算出された保育士数が1に満たない場合は1とする。
- ・年齢別の保育士数の合計を、保育士配置数とする。

ただし、1・2歳混合クラスについては、クラスの合計人数に応じた保育士配置とする。

また、入所児童数が次の①～⑤に該当する場合は、年齢別の保育士配置を行わず、異年齢保育を実施できるものとし、1人の保育士配置とする。

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 0歳児と1歳児または2歳児の合計が | 3人以下の場合 |
| ② 1歳児と2歳児の合計が | 6人以下の場合 |
| ③ 3歳児から5歳児までの合計が | 20人以下の場合 |
| ④ 3歳児と4歳児の合計が | 20人以下の場合 |
| ⑤ 4歳児と5歳児の合計が | 20人以下の場合 |

なお、2つ以上に該当する場合の扱いは次のとおりとする。

ア ③④⑤の全てに該当する場合は、③に該当させる。

イ ④⑤に該当する場合は、いずれか一方を該当させる。

(2) 保育標準時間対応保育士

- ・保育標準時間（原則的な保育時間8時間を超える部分）に対応する保育士配置基準

保育標準認定子ども数に対し、下記の算出方法で必要保育士数を算出し、保育標準時間対応保育士として加配する。ただし、算出された保育士数が1に満たない場合は1とする。

〈算出方法〉

◆保育標準時間必要保育士数

$$= \left(\frac{0 \text{ 歳児}}{3} + \frac{1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}}{6} + \frac{3 \text{ 歳児}}{20} + \frac{4 \text{ 歳児} + 5 \text{ 歳児}}{30} \right) \times 0.419$$

ただし、少数点以下を四捨五入して得た数とする。

$$0.419 = \frac{3.25 \text{ 時間 (保育標準時間 - 常勤保育士の勤務時間)}}{7.75 \text{ 時間 (常勤保育士の勤務時間)}}$$

(3) 利用定員90人以下の施設

保育士を1人加配する。

(4) 障がい児保育士

3 : 1で保育士を配置する。

(5) 施設長

各保育所に配置する。

(6) 看護師

0歳児が入所する保育所に1人配置する。

ただし、乳児4人以上を入所させる保育所については、1人に限って、保育士とみなすことができる。

2. 岐阜市から移管を受けた保育所の保育士配置基準に基づく必要職員数

- 令和3年7月1日現在の児童数をもとにした、保育士数の試算。
- 各保育所の保育士数のうち一人は、主任保育士とすること。

◆佐波保育所

	保育士数
保育士 ⇒A	14人
保育標準時間対応保育士 ⇒B	4人
利用定員90人以下の施設	0人
保育所長	1人
看護師	1人
合計	20人

	児童数		保育士数	標準時間 対応 保育士数
		うち標準		
0歳児	1人	1人	1人	4人
1歳児	28人	20人	5人	
2歳児	28人	20人	5人	
3歳児	27人	18人	1人	
4歳児	27人	19人	1人	
5歳児	29人	19人	1人	
合計	140人	97人	14人	4人

⇒A ⇒B

◆合渡保育所

	保育士数
保育士 ⇒A	7人
保育標準時間保育士 ⇒B	2人
利用定員90人以下の施設	1人
保育所長	1人
看護師	0人
合計	11人

	児童数		保育士数	標準時間 対応 保育士数
		うち標準		
0歳児				2人
1歳児	13人	10人	2人	
2歳児	14人	10人	2人	
3歳児	23人	17人	1人	
4歳児	11人	7人	1人	
5歳児	18人	13人	1人	
合計	79人	57人	7人	2人

⇒A ⇒B

◆柳津東保育所

	保育士数
保育士 } A	11人
看護師 } A	1人
保育標準時間保育士 ⇒B	5人
利用定員90人以下の施設	0人
保育所長	1人
合計	18人

	児童数		保育士数	標準時間 対応 保育士数
		うち標準		
0歳児	7人	5人	2人	5人
1歳児	20人	19人	3人	
2歳児	26人	24人	4人	
3歳児	24人	17人	1人	
4歳児	26人	22人	1人	
5歳児	25人	22人	1人	
合計	128人	109人	12人	5人

⇒A ⇒B

内一人は
看護師

3. 岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（概要）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けた教育・保育施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（本市が設置するものを除く。以下「私立教育・保育施設」という。）の管理運営に寄与し、小学校就学前子どもに対する教育及び保育の推進を図るため、予算の範囲内において交付する私立教育・保育施設補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、市内に所在する私立教育・保育施設又は市内に在住する児童を入所させる私立教育・保育施設とする。

（補助金の対象等）

第3条 補助金の交付の対象は、次に掲げる事業等（以下「事業等」という。）とし、補助要件、補助対象経費、算定基準及び交付申請時期は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- (1) 延長保育接続事業
- (2) 障害児保育事業
- (3) 低年齢児保育対策費
- (4) 運営費
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業（一般型）

（省略）

2 補助金の交付限度額は、別表の算定基準により算定された額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、岐阜市私立教育・保育施設補助金交付申請書（様式第1号）により行わなければならない。

（補助金の交付）

第6条 第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事業等に係る補助金は、当該年度の6月、8月、11月及び3月（以下「支払月」という。）に前金払により交付し、1回当たりの交付額は、交付決定を受けた補助金の額（以下「交付決定額」という。）を交付決定をした日以後に到来する支払月の数で除した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数の合計額を当該年度の3月に交付するものとする。

2 第3条第1項第3号に掲げる低年齢児保育対策費に係る補助金は、規則第16条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

3 第3条第1項第4号に掲げる運営費に係る補助金は、当該年度の3月に前金払により交付するものとする。

（以下省略）

別表（第3条関係）

1 延長保育接続事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 市内に所在すること。 (2) 開所時間が11時間以上であること。
補助対象経費	事業に要する人件費
算定基準（年額）	（（別に定める額（1時間単価）×超過時間）×22日×要保育士率で算出した月の人件費の1事業年度の合計額）－（別に定める額（控除額）×実施月数）
交付申請時期	事業を開始する月の初日

2 障害児保育事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 障害児を保育していること。 (2) 市が定める保育士配置基準その他の配置基準で定める保育士の数のほか、障害児保育のための保育士を障害児3人につき1人加配していること。
補助対象経費	事業に要する人件費
算定基準（月額）	別に定める額×各月初日現在の障害児（私学助成（特別支援教育経費）の対象児童を除く。）の人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

3 低年齢児保育対策費

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 市内に所在すること。 (2) 0歳児から2歳児（以下「低年齢児」という。）までのいずれかの保育を行っていること。 (3) 年度途中の低年齢児の受入れのために市が定める保育士配置基準その他の配置基準で定める保育士の数のほか、低年齢児保育のための保育士を事業開始当初から低年齢児が入所するまでの間、継続して加配していること。 (4) 事業を開始する月の翌月初日から事業を完了する月の初日までの間、市が定める保育士配置基準で1.0人以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所していること。
補助対象経費	事業に要する人件費

算定基準（年額）	0歳児	中途入所児童数	加配保育士数	1,828,800円×（0歳児から2歳児までの合計加配保育士数） ただし、事業の実施期間が年度途中になる場合は、152,400円×（0歳児から2歳児までの合計加配保育士数）により算定された額に実施月数を乗じた額とする。
		3～5人	1人	
		6～8人	2人	
		9～11人	3人	
		12～14人	4人	
	1歳児・2歳児（合計）	15人以上	3人増すごとに 1人	
		6～11人	1人	
		12～17人	2人	
		18～23人	3人	
		24～29人	4人	
30人以上	6人増すごとに 1人			
交付申請時期	事業を開始する月の初日			

4 運営費

補助要件	市内に所在する私立教育・保育施設（看護師配置割、環境衛生検査割及び長期勤続職場割にあつては、保育所に限る。）
補助対象経費	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便、保育士等処遇改善等に係る経費
算定基準（年額）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1) 眼科及び耳鼻咽喉科検診費 別に定める額 (2) 看護師配置割 別に定める額（当該年度の4月1日（事業の開始が年度途中になる場合は、事業を開始する月の初日）現在で0歳児が9人以上の場合を除く。） (3) 環境衛生検査費 実費（別に定める額を限度とする。） (4) 腸管出血性大腸菌等対策費 別に定める額×（調理員数+1人） (5) 長期勤続職場割 別に定める額×実施月数
交付申請時期	1月又は事業を完了する月のいずれか早い時期

5 延長保育事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 市内に所在すること。
------	---

	<p>(2) 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める要件</p> <p>ア 保育標準時間認定の子どもに対する延長保育 開所時間が11時間30分以上であること。</p> <p>イ 保育短時間認定の子どもに対する延長保育 保育標準時間認定を受けた子どもが保育を利用できる時間内における保育短時間認定を受けた子どもの延長保育であること。</p>
補助対象経費	事業に要する経費
算定基準	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準</p> <p>(1) 減免補助 延長保育料減免実額（別に定める額を限度とする。）</p> <p>(2) 保育標準時間認定 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準</p> <p>ア 30分延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額</p> <p>イ 1時間延長補助（平均利用人数が6人以上であること。） 別に定める額</p> <p>ウ 2時間延長補助（平均利用人数が3人以上であること。） 別に定める額</p> <p>(3) 保育短時間認定 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準</p> <p>ア 1時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p> <p>イ 2時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p> <p>ウ 3時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p>
交付申請時期	事業を開始する月の初日

6 一時預かり事業（一般型）

補助要件	<p>次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。</p> <p>(1) 市内に所在すること。</p> <p>(2) 国の一時預かり事業実施要綱に基づく一時預かり事業（一般型）を実施すること。</p>
補助対象経費	事業に要する経費

算定基準	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1) 基本補助 年間の利用人数に対する別に定める額 (2) 延長日数補助 別に定める額×延長利用日数 (3) 減免補助 別に定める額×一時預かり保育料減免人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

7 (省略)

8 (省略)

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 超過時間 保育標準時間認定を受けた子どもが特定保育時間（施設長が8時間を限度として設定した保育短時間認定を受けた子どもが利用する保育の時間をいう。）を超えて利用する保育の時間をいう。
 - (2) 要保育士率 施設長が認定した各月初日現在の特定保育時間外の保育児童数に対する保育士配置基準で求めた保育士率をいう。
 - (3) 市が定める保育士配置基準 岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）第37条第2項に規定する保育士の配置基準をいう。
 - (4) 腸管出血性大腸菌 O-157、O-26及びO-111をいう。
 - (5) 保育標準時間認定 1日当たり11時間までの利用の保育認定をいう。
 - (6) 保育短時間認定 1日当たり8時間までの利用の保育認定をいう。
- 2 市内に所在する私立教育・保育施設に対する補助において、障害児保育事業、低年齢児保育対策費、延長保育事業の減免補助、一時預かり事業（一般型）の延長日数補助及び減免補助、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）並びに一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）に係る市外在住者は、一時預かり事業（一般型）の減免補助において、市長が指定する災害等により一時的に市内に滞在する児童の利用料を免除した場合を除き、算定から除外する。
- 3 延長保育事業及び一時預かり事業（一般型）の減免補助の対象となる児童の認定については、岐阜市延長保育実施要綱（平成27年3月31日決裁）第8条第2項及び岐阜市立保育所一時預かり事業実施要領（平成12年4月1日決裁）第11条第1項の規定を準用した場合に減免等を受ける者を算定の対象とする。
- 4 運営費の算定の基準日は、事業を実施する年度の4月1日（事業の開始が年度途中になる場合は、事業を開始する月の初日）現在とする。ただし、看護師配置割

及び長期勤続職場割の合計補助金額の上限の判定にあつては、当該年度の12月31日（事業完了が12月31日以前の場合は、事業完了日）とする。

- 5 運営費の腸管出血性大腸菌等対策費は、腸管出血性大腸菌及びノロウイルスの検便を対象とする。
- 6 運営費の長期勤続職場割は、施設型給付費の処遇改善等加算の加算率算定に用いる当該教育・保育施設の職員1人当たりの平均勤続年数が、13年以上の場合を対象とする。
- 7 一時預かり事業（一般型）の延長日数補助は、岐阜市児童保育条例施行規則（平成27年岐阜市規則第35号）第7条第1項の規定により入所した児童とは別の保育室にて保育を行う私立教育・保育施設を対象とする。
- 8 障害児保育事業における障害児とは、療育総合判定会議で、保育上特別な配慮と支援の必要な乳幼児と判定された児童をいう。
- 9 障害児保育事業及び低年齢児保育対策費の加配保育士は、1日6時間かつ月20日以上勤務する常勤保育士又は非常勤保育士をいう。
- 10 延長保育事業における保育短時間認定において、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均利用人数が1人以上いる時間を前後合算して算出し、合算した当該時間が2時間30分を超える場合は3時間延長、1時間30分を超える場合は2時間延長、30分を超える場合は1時間延長とする。

岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱別表に規定する
別に定める額について定める要領（概要）

岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（平成11年4月1日決裁）別表に規定する別に定める額は、次の表に定めるとおりとする。

補助の種類	区 分			金 額
延長保育接続	1時間単価			1,294円
	控除額（月額）			396,060円
障害児保育事業 （月額）	特別児童扶養手当支給対象児童			101,600円
	上記以外の障害児			67,730円
運営費	眼科及び耳鼻咽喉科検診費（年額）			176,420円
	看護師配置割（年額）			401,280円
	環境衛生検査費（年額）			149,665円
	腸管出血性大腸菌等対策費（年額）			16,500円
	長期勤続職場割（月額）			施設型給付費の処遇 改善加算率の1%で 算定された額
延長保育事業	減 免 補 助（1人 につき）	1時間延長	1日	300円
			1か月の限度額	4,000円
		2時間延長	1日	450円
			1か月の限度額	6,600円
	保育標準時間認定（年額）	30分延長		300,000円
		1時間延長		1,505,000円
		2時間延長		2,409,000円
	保育短時間認定（年額）	1時間延長		18,700円
		2時間延長		37,400円
		3時間延長		56,100円
一時預かり事業（一 般型）	基本補助			別表により算出され た額
	延長日数補助			1,290円
	減免補助（日額）	3歳未満児		2,240円
3歳以上児		1,490円		
（以下、省略）				

備考

- 1 運営費における看護師配置割及び長期勤続職場割の合計額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 次項に規定する施設型給付費及び補助金の合計額（以下「施設型給付費等合計額」という。）が第3項に規定する当該教育・保育施設の人件費の合計額（以下「教育・保育施設人件費合計額」という。）以上の場合 0円
 - (2) 私立教育・保育施設人件費合計額が施設型給付費等合計額を超える場合 私立教育・保育施設人件費合計額と施設型給付費等合計額の差額を上限とする。
- 2 施設型給付費及び補助金（当該教育・保育施設が受ける施設型給付費（人件費に係る部分に限る。）、延長保育接続補助金、障害児保育事業補助金、延長保育事業補助金（減免補助を除く。）、一時預かり事業（一般型）補助金（減免補助を除く。）、低年齢児保育対策費補助金その他市長が認める補助金等をいう。）の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 当該年度における4月から12月までは、各月の実績値を用い、1月から3月までは、それぞれ12月の実績値を用いて算出した額（その他市長が認める補助金等を除く。）
 - (2) その他市長が認める補助金等にあつては、市長が別に定める方法により算出した額
- 3 私立教育・保育施設の人件費（当該教育・保育施設の職員に対する給与、非常勤職員に対する給与、法定福利費その他市長が認める経費をいう。）の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 当該年度における当該教育・保育施設の人件費の4月分から12月分までの合計額
 - (2) 12月分の人件費から期末勤勉手当を減じた額に1月から3月の事業実施月数を乗じて得た額
- 4 事業の開始又は完了の時期が年度途中になる場合の延長保育事業補助（減免補助を除く。）並びに運営費補助における眼科及び耳鼻咽喉科検診費、看護師配置割及び腸管出血性大腸菌等対策費の金額は、それぞれこの表に定める額に12で除して（10円未満切捨て）、実施月数で乗じて得た金額とする。
- 5 （省略）
- 6 （省略）
- 7 （省略）
- 8 （省略）

別表

年間利用延人数	1か所当たりの年額
1～299人	1,600,000円
300～899人	1,763,000円
900～1499人	3,173,000円
1500～2099人	4,583,000円
2100～2699人	5,993,000円
2700～3299人	7,403,000円
3300～3899人	8,813,000円
3900人～	10,223,000円

4. 岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び 岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付要綱（概要）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子どもを安心して育てることができる保育環境を整備するため、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育施設の施設整備に対し交付する岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により学校法人及び社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年岐阜県条例第48号）第3条第1号又は岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園であつて、学校法人が設置するものをいう。
- (4) 小規模保育施設 児童福祉法第34条の15第2項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が実施する家庭的保育事業等のうち同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設をいう。
- (5) 児童福祉施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (6) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定により学校法人が設置する幼稚園をいう。

（補助金交付対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる整備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 保育所又は幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分の整備 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 幼保連携型認定こども園において幼稚園としての教育を実施する部分の整備 学校法人又は社会福祉法人（それぞれ幼保連携型認定こども園の設置者である場合において、当該教育を実施する部分の施設整備を行う場合に限る。）

(3) 幼稚園型認定こども園において実施する保育所機能部分の整備 学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

(4) (省略)

(補助対象経費等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額の算定方法)

第4条 補助金の額は、次に掲げる方法により算定するものとする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「実支出額」という。）を選定するものとする。

(2) 前号の規定により選定された実支出額により、別表に掲げる補助金の額を算定するものとする。

(補助金交付申請書)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 事業（整備）計画書

(2) 申請額算出内訳

(3) 収入支出予算（見込）書抄本

(4) 建物の配置図、平面図、立面図、各室面積表及び仕様書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(以下省略)

別表（第3条、第4条関係）

補助金の名称	補助事業及び補助対象経費		補助金の額
岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金	保育所又は幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分	<p>安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」別紙。以下「要領」という。）別添1「保育所緊急整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（昭和57年12月15日付け児第711号岐阜県民生部長通知。以下「県要綱」という。）により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添1の3(1)又は(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
		<p>保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」別紙。以下「国交付金要綱」という。）により交付金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額</p> <p>(1) 国交付金要綱により算出した交付基礎額と実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額</p>

<p>幼保連携型認定こども園において幼稚園としての教育を実施する部分</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県認定こども園整備事業補助金交付要綱（平成22年4月1日人文第1065号）により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添8の3(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
	<p>認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文科科学大臣裁定）別記及び認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）別紙1により交付金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額</p> <p>(1) 認定こども園施設整備交付金実施要領別表1に規定する算定基準表及び同要領別表2に規定する交付基準額表により算出した交付基礎額と実支出額に同要領別紙1に掲げる国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に認定こども園施設整備交付金実施要領別紙1に掲げる国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額</p>
<p>幼稚園型認定こども園において実施する保育所機能部分</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県認定こども園整備事業補助金交付要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添8の3(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
<p>小規模保育施設</p>	<p>要領別添1の2「小規模保育整備事業」に規定する事業及び</p>	<p>要領別添1の2「小規模保育整備事業」に規定する補助基準額と実支</p>

		経費で、県要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費	出額を比較していずれか少ない額に要領別添1の2の3(1)又は(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額
		国交付金要綱により交付金の交付を受ける事業及び経費	次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額 (1) 国交付金要綱により算出した交付基礎額と実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額 (2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額
岐阜市民 間児童福 祉施設整 備促進事 業費	保育所	岐阜市公立保育所民営化計画に基づき改築等を条件として民営化された施設の当該改築等を行う場合における要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する事業及び経費で、県要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費	要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額から岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金の額を差し引いた額。
		岐阜市公立保育所民営化計画に基づき改築等を条件として民営化された施設の当該改築等を行う場合における国交付金要綱により交付金の交付を受ける事業及び経費	国交付金要綱に規定する交付基準額と実支出額を比較していずれか少ない額を国の負担割合で割り戻した額から岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金の額を差し引いた額。

5. 岐阜市立保育所全体的な計画

令和 年度 〇〇保育所

保育の理念

- ◆子どもの最善の利益を保障します。
可能性に満たすすべての乳幼児の幸せのために、子どもの主体性を尊重し、一人一人の人權を守ります。
- ◆子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障します。
すべての子どもが安心して暮らせる環境の中で、遊びを通して学びの芽を育みます。職員は、専門性や人間性を発揮し、愛情と信頼に満ちた環境の中で子どもの自己肯定感を育み、養護と教育が一体となった質の高い保育に努めます。
- ◆家庭援助や地域における支援を積極的に進めます。
保育所に入所している子どもの保護者とともに成長の喜びを共有し、子育てを支えていきます。また、地域の子育て家庭への支援にも努めます。

保育所の目標

生涯にわたる生きる力の育成

- 自分のことを自分でできる力
- 人とかがわかる力
- 身近な物や出来事とかがわかる力

保育所の特徴

基本方針

I 子どもの発達援助

- ◎ 生きる力の基礎を育む保育・教育の推進
 - 1 環境を通して、養護及び教育を一体的に行う
〈養護〉 生命の保持・情緒の安定
〈教育〉 健康・人間関係・環境・言葉・表現
 - 2 保育所保育指針を踏まえた質の高い保育・教育の実施
 - ・子どもの主体性を尊重し、自己肯定感を育む保育
 - ・健康安全な環境の中で、自己発揮できる保育
 - ・子どもが互いに個性を認め合い育ちあう保育

II 子育て支援

- ◎ 子育て家庭の養育力の向上
 - 1 入所児童の保護者の子育て支援
 - ・子どもとの保育と密接に関連した保護者支援
送迎時対応、相談や助言、会合や行事など
 - ・保護者との相互理解
 - ・子どもの福祉を尊重し、多様な保育を実施
食物アレルギー対応、障がい児保育、延長保育、休日保育
 - ・障がいや発達上の課題が見られる子どもと、その保護者に対する支援
 - ・保護者に対する個別支援
 - ・虐待の予防、早期発見等の対策
 - 2 地域の子育て支援
 - ・地域子育て支援センター事業
一時預かり、親子教室、子育てセミナー ほか
 - ・元氣子育てサロン事業
園庭開放・子育て相談・図書貸し出し
 - ・休日保育事業
 - ・ハッピーババママ保育所体験事業
 - ・障がい児交流保育事業
 - ・サポート一時預かり事業
 - ・赤ちゃんステーション事業
 - ・「岐阜市子どもの健康を考えるつどい」開催

III 地域の住民や関係機関との連携

- ◎ 子どもを核としたよりよい地域との連携
 - ・育児相談
保健センター、子ども・若者総合支援センター、幼児支援教室等との連携
 - ・子どもの健康
嘱託医と連携
歯科衛生士による歯磨き指導
 - ・虐待
子ども家庭課、子ども相談センター、保健センター等関係機関や民生・児童委員との連携
 - ・苦情解決
関係諸機関や民生・児童委員と連携した取り組みの実施
 - ・近隣のママや自治会、老人会等の地域団体との連携
公民館、児童センターとの連携
 - ・保育実習生、
看護実習生、小中高生の保育体験、保育ボランティア等の受け入れ
 - ・地域資源の活用

IV 運営管理

- ◎ 施設運営の質の向上
 - ・施設長の責務
 - ・保育理念や基本方針を明文化し、職員、保護者、地域関係者へ周知
 - ・PDCA サイクルによる自己評価及び保育所評価
 - ・第三者評価受審
 - ・研修体制の確立と着実な実施
 - ・岐阜市立保育所保育研究会
 - ・法令遵守
 - ・人権尊重及び守秘義務の遵守
 - ・情報提供
 - ・保護者の意向を尊重
 - ・安全、衛生管理の徹底
(主なマニュアル)
地震防災 緊急地震速報受信時対応
安全管理
(事故防止・衛生管理・不審者の立ち入りの対応等)
食物アレルギー対応 エビベン
感染症対応 病虫等防除等
(主な点検)
水質検査 環境衛生検査 放射線測定
遊具点検 検査点検 施設の安全点検等
(その他)
避難訓練 不審者対応訓練 保健安全計画 食育計画 SIDSの予防 交通安全教室 連れ去り防止講習等

全体的な計画「発達に応じて経験させたい内容」

		おおむね0歳				おおむね1歳				おおむね2歳			
		特定の大人との情緒的きずなが深まる				歩行が確立して、生活空間が広がり、言葉を話し始める				基本的な運動機能が発達し、自己主張が強くなる			
発達過程		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	
	自分のことを自分でする力	<p>① 離れかたのびのびさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。 一人一人の子どもの生活リズムを大切にしながら、安心して午睡などをし、適切な休息ができるようになる。 一人一人の子どもの排泄間隔を知り、おむつが汚れていないときに便器に座らせ、うましく排泄できたときは褒めることなどを繰り返す。 おむつとりとした雰囲気の中で食事を楽しむ。 スプーン、フォークを使って一人で食べようとする。 立つ、歩くなどそれぞれの状態に合った活動を十分に行う。 立っ、歩く、登る、降りる、くぐるなど、全身を使う遊びを楽しむ。 いじる、たたく、つまむ、転がすなど手や指を使う遊びを楽しむ。 見守られながら探索活動をする。 	<p>② 身近な人と気持ちを通じ合</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもからの動きや声を踏まえた、応答的な触れ合いや言葉かけによって、欲求が満たされ、安定感を持つて過ごす。 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気づき、親しみを温かく、受容的な関わりを通じて自分を肯定する気持ちが生えらる。 保育士等の話す声や歌をじつと聞く。 見守り等との関わりを楽しむながら、指さしや喃語などで自分の要求を伝える。 発声、喃語などを優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 	<p>③ 身近な物とかかわり感性が育つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じ取る。 探索活動を通して、見る、聞く、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 玩具、絵本、遊具に関わり、十分に遊ぶ。 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、重さなどの物の性質に気づく。 身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。 	<p>④ 身近な物とかかわり感性が育つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じ取る。 探索活動を通して、見る、聞く、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 玩具、絵本、遊具に関わり、十分に遊ぶ。 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、重さなどの物の性質に気づく。 身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。 	<p>⑤ 身近な物とかかわり感性が育つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じ取る。 探索活動を通して、見る、聞く、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 玩具、絵本、遊具に関わり、十分に遊ぶ。 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、重さなどの物の性質や仕組みに気づく。 自分の物、人の物の区別に気付いたり、物の置き場所がわかる。 身近な小動物、自然物などに触れそれらに興味、好奇心を持ち、遊びに取り入れる。 様々な行事に参加し興味、関心をもつ。 	<p>⑥ 身近な物とかかわり感性が育つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士等の広容的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。 生活に必要な簡単な言葉に気づき、聞き分ける。 保育士等が仲立ちとなり、生活や遊びの中で言葉のやり取りを楽しむ。 絵本や紙芝居を楽しむ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣したりして遊ぶ。 保育士等と一緒にごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。 保育士等と友達の間で、興味や話に興味や関心をもつて、聞いたり、話したりする。 	<p>⑦ 身近な物とかかわり感性が育つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 音楽やリズムに合わせて体を動かしたり、楽器を鳴らしたりして楽しむ。 歌を歌ったり簡単な言葉や全身を使った遊びを通して、イメージを豊かにする。 保育士等の話や生活や遊びの中での出来事を通して、生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことを自分なりに表現する。 					
	人とかかわる力	<p>健康</p>	人間関係	環境	言葉	表現							
	生きる力												

6. 地区別児童数一覽

地区別	令和3年4月1日現在 (人)			平成28年4月1日現在 (人)			増減 (R3←H28) (人)			増減率 (R3←H28)		
	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳
総数	406,407	14,731	16,652	412,589	16,372	17,802	△6,182	△1,641	△1,150	△1.5%	△10.0%	△6.5%
金華	4,492	91	131	4,993	116	162	△501	△25	△31	△10.0%	△21.6%	△19.1%
京町	3,790	67	112	4,265	104	100	△475	△37	12	△11.1%	△35.6%	12.0%
明德	3,018	52	66	3,372	73	71	△354	△21	△5	△10.5%	△28.8%	△7.0%
徹明	4,642	157	149	4,666	174	118	△24	△17	31	△0.5%	△9.8%	26.3%
梅林	6,291	131	162	6,810	168	193	△519	△37	△31	△7.6%	△22.0%	△16.1%
白山	5,676	147	156	5,918	151	183	△242	△4	△27	△4.1%	△2.6%	△14.8%
華陽	7,543	267	260	7,678	281	278	△135	△14	△18	△1.8%	△5.0%	△6.5%
本郷	6,404	169	213	6,939	173	223	△535	△4	△10	△7.7%	△2.3%	△4.5%
木之本	5,809	156	155	6,204	159	205	△395	△3	△50	△6.4%	△1.9%	△24.4%
本荘	11,369	411	459	11,633	422	500	△264	△11	△41	△2.3%	△2.6%	△8.2%
日野	7,698	276	327	7,703	349	367	△5	△73	△40	△0.1%	△20.9%	△10.9%
長良	6,796	232	277	7,158	254	283	△362	△22	△6	△5.1%	△8.7%	△2.1%
長良西	13,056	481	488	13,491	472	587	△435	9	△99	△3.2%	1.9%	△16.9%
長良東	10,733	471	582	10,907	498	604	△174	△27	△22	△1.6%	△5.4%	△3.6%
島	13,095	663	723	12,191	707	617	904	△44	106	7.4%	△6.2%	17.2%
早田	9,342	252	310	9,988	345	369	△646	△93	△59	△6.5%	△27.0%	△16.0%
城西	8,266	286	278	8,370	285	306	△104	1	△28	△1.2%	0.4%	△9.2%
三里	14,390	577	698	14,309	755	740	81	△178	△42	0.6%	△23.6%	△5.7%
鷺山	9,994	323	413	10,475	404	487	△481	△81	△74	△4.6%	△20.0%	△15.2%
加納	7,142	241	323	7,317	237	275	△175	4	48	△2.4%	1.7%	17.5%
加納西	7,853	266	294	7,741	229	272	112	37	22	1.4%	16.2%	8.1%
則武	9,373	417	471	8,919	385	417	454	32	54	5.1%	8.3%	12.9%
常磐	6,476	216	286	6,652	264	284	△176	△48	2	△2.6%	△18.2%	0.7%
長森南	14,278	553	600	14,458	633	675	△180	△80	△75	△1.2%	△12.6%	△11.1%
長森北	6,503	251	256	6,565	252	249	△62	△1	7	△0.9%	△0.4%	2.8%
長森西	8,822	398	418	8,553	406	352	269	△8	66	3.1%	△2.0%	18.8%
長森東	7,680	334	419	7,293	357	381	387	△23	38	5.3%	△6.4%	10.0%
木田	3,050	136	102	3,062	115	112	△12	21	△10	△0.4%	18.3%	△8.9%
岩野田	7,229	238	263	7,553	240	297	△324	△2	△34	△4.3%	△0.8%	△11.4%
岩野田北	8,204	376	368	8,029	361	460	175	15	△92	2.2%	4.2%	△20.0%
黒野	11,557	297	335	12,378	360	437	△821	△63	△102	△6.6%	△17.5%	△23.3%
方県	2,400	49	67	2,652	65	78	△252	△16	△11	△9.5%	△24.6%	△14.1%
茜部	14,060	658	688	13,238	651	694	822	7	△6	6.2%	1.1%	△0.9%
鶉	12,921	710	673	11,815	689	718	1,106	21	△45	9.4%	3.0%	△6.3%
西郷	8,911	374	435	8,963	461	455	△52	△87	△20	△0.6%	△18.9%	△4.4%
七郷	11,201	419	527	11,251	532	591	△50	△113	△64	△0.4%	△21.2%	△10.8%
市橋	15,130	807	736	14,278	841	731	852	△34	5	6.0%	△4.0%	0.7%
岩	4,691	144	158	4,960	176	220	△269	△32	△62	△5.4%	△18.2%	△28.2%
鏡島	12,630	487	471	13,002	464	520	△372	23	△49	△2.9%	5.0%	△9.4%
厚見	13,871	495	561	13,951	510	503	△80	△15	58	△0.6%	△2.9%	11.5%
日置江	4,564	147	165	4,728	196	215	△164	△49	△50	△3.5%	△25.0%	△23.3%
芥見	7,532	234	264	7,951	264	293	△419	△30	△29	△5.3%	△11.4%	△9.9%
藍川	5,932	79	143	6,573	143	217	△641	△64	△74	△9.8%	△44.8%	△34.1%
芥見東	5,570	72	118	6,375	133	224	△805	△61	△106	△12.6%	△45.9%	△47.3%
芥見南	2,928	51	90	3,210	81	117	△282	△30	△27	△8.8%	△37.0%	△23.1%
合渡	6,323	235	276	6,503	319	307	△180	△84	△31	△2.8%	△26.3%	△10.1%
三輪南	9,311	300	452	9,449	386	522	△138	△86	△70	△1.5%	△22.3%	△13.4%
三輪北	2,481	52	82	2,662	70	87	△181	△18	△5	△6.8%	△25.7%	△5.7%
網代	1,942	35	44	2,102	62	50	△160	△27	△6	△7.6%	△43.5%	△12.0%
柳津	13,438	451	608	13,336	600	656	102	△149	△48	0.8%	△24.8%	△7.3%

「注」この表は、住民基本台帳に登録されたものを集計したもので、外国人住民も含まれています。
地区別・年齢別人口統計表から作成

7. 保育所別入所児童数推移（過去6年間）

※各年4月1日時点での人数

佐波保育所

(人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
0歳児		3	2	4	2	2
1歳児	24	30	24	25	24	23
2歳児	30	32	32	28	28	27
3歳児	29	40	27	27	27	27
4歳児	25	31	38	27	28	27
5歳児	43	24	30	41	28	28
合計	151	160	153	152	137	134

合渡保育所

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
0歳児						
1歳児	13	12	10	13	12	13
2歳児	20	19	17	14	14	14
3歳児	20	17	16	18	13	23
4歳児	15	19	15	17	17	11
5歳児	15	16	18	15	16	18
合計	83	83	76	77	72	79

柳津東保育所

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
0歳児	4	2	4	4	7	3
1歳児	18	16	19	19	20	20
2歳児	25	26	26	25	25	26
3歳児	27	27	27	27	27	24
4歳児	20	27	25	28	27	25
5歳児	25	22	28	25	28	27
合計	119	120	129	128	134	125

8. 園舎の建替えに対する市の補助予定額について

- ・「令和3年7月6日付保育所等整備交付金の交付について（厚生労働省発子0706第6号）」で示された「保育所等整備交付金交付要綱」を基にして算出した補助基準額。
- ・上記金額は、補助要綱の改正による補助単価の見直し等により、実際とは異なる可能性がある。
- ・本体工事費、解体撤去工事費を補助対象として算出。（設計料加算、仮施設整備工事費を含めていない）

◆佐波保育所（定員180名の場合）

市から法人への補助額（=補助基準額）：354,208千円

補助基準額の3/4 (通常分) <u>265,656千円</u>	補助基準額の1/4 (民営化上乘せ分) <u>88,552千円</u>	法人負担分
総事業費		

◆合渡保育所（定員80名の場合）

市から法人への補助額（=補助基準額）：223,044千円

補助基準額の3/4 (通常分) <u>167,283千円</u>	補助基準額の1/4 (民営化上乘せ分) <u>55,761千円</u>	法人負担分
総事業費		

◆柳津東保育所（定員120名の場合）

市から法人への補助額（=補助基準額）：268,138千円

補助基準額の3/4 (通常分) <u>201,103千円</u>	補助基準額の1/4 (民営化上乘せ分) <u>67,035千円</u>	法人負担分
総事業費		

【参考】過去に建替えがあった市内保育所（定員約110名）

市から法人への補助額（=補助基準額）：270,445千円

補助基準額の3/4 (通常分) <u>202,833千円</u>	補助基準額の1/4 (民営化上乘せ分) <u>67,612千円</u>	法人負担分 <u>約1億円</u>
総事業費 <u>約3億7,000万円</u>		

・補助対象外の工事費用分（敷地造成工事等）
・実勢価格と国の補助単価の差額分 等

9. 提出書類様式例集

(様式例①) 地域代表者の評議員又は理事への選任確約書

<h3>地域代表 評議員 (注1) 選任確約書</h3> <p>岐阜市●●●保育所の移管申込にあたり、募集条件の一つである「社会福祉法人等の評議員もしくは理事に地域の代表者を1名以上加えること」について、選考の結果、当法人が移管先として決定された場合は、直ちに◇◇◇自治会連合会(注2)に推薦を求め、推薦を受けた地域の代表者を当法人の評議員(注1)に選任することを確約します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○○法人△△△(又は法人設立準備会) 理事長(又は代表者)</p>
--

注1 理事に選任する場合は「評議員」を「理事」に置き換えて作成すること。

注2 合渡保育所の場合は、合渡自治会連合会

佐波保育所、柳津東保育所の場合は、柳津町自治会連合会

に推薦を求めること。

(様式例②) 施設長の就任承諾書

<h3>施設長 (注1) 就任承諾書</h3> <p>○○○法人△△△が設置運営する●●●保育園の施設長(注1)に就任することを承諾します。 なお、施設長(注1)に就任するに当たっては、その職務に専念することを誓います。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">○○○法人△△△(又は法人設立準備会) 理事長(又は代表者) □□ □□ 殿</p>
--

注1 主任保育士就任承諾書は施設長を主任保育士に置き換えて作成すること。

主任保育士 選任確約書

岐阜市●●●保育所の移管申込にあたり、募集条件の一つである「主任保育士の選任」について、選考の結果、当法人が移管先として決定された場合は、直ちに選任することを確約します。

令和 年 月 日

〇〇〇法人△△△ (又は法人設立準備会)

理事長 (又は代表者)

法人設立準備会 名簿

〇〇〇法人△△△設立準備会役員

氏名	住所	生年月日
代表者〇〇〇〇	岐阜市〇〇〇〇〇〇〇〇	昭和〇年〇月〇日
〇〇〇〇	各務原市〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

(様式例⑤) 設立代表者の権限を証する委任状

【法人設立準備会代表者が贈与者でない場合】

⇒設立代表者が設立に関する一切の権限を有することとする委任状

委任状

住所
氏名

●●●法人（仮称）○○○設立準備会は、岐阜市立立△△保育所の
移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定され
た場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人○○○を
設立することを目的に発足した会である。

上記の者を●●●法人○○○の設立代表者として、設立に関し必
要な一切の権限を委任する。

令和 年 月 日 (注1)

設立者 (注2)	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者以外の設立者（移管決定後の法人設立の認可申請と揃えること）。
なお、連記式でなく、設立者別の委任状でも差し支えない。

(様式例⑥) 設立代表者の権限を証する委任状

【法人設立準備会代表者が贈与者である場合 ①】

⇒設立代表者が贈与契約に関する権限以外を有することとする委任状

委任状

住所
氏名

●●●法人（仮称）○○○設立準備会は、岐阜市立立△△保育所の
移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定され
た場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人○○○を
設立することを目的に発足した会である。

上記の者を●●●法人○○○の設立代表者として、設立に関し必
要な権限（▲▲▲（設立代表者氏名）の贈与契約に係る部分を除
く。）の一切を委任する。

令和 年 月 日 (注1)

設立者 (注2)	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者以外の設立者。なお、連記式でなく、設立者別の委任状でも差し支
えない。

(様式例⑦) 設立代表者の権限を証する委任状

【法人設立準備会代表者が贈与者である場合 ②】

⇒ 設立代表者以外の者が贈与契約に係る権限を有することとする委任状

委任状

住所
氏名

●●●法人（仮称）○○○設立準備会は、岐阜市立△△△保育所の移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定された場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人○○○を設立することを目的に発足した会である。

上記の者に●●●法人○○○と☆☆☆（設立代表者氏名）との贈与契約に係る権限を委任する。

令和 年 月 日（注1）

設立者（注2）	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者の代理人を除く設立者全員。設立代表者を含むので注意。なお、連

記式でなく、設立者別の委任状でも差し支えない。

(様式例⑧) 資金の贈与が確実であることを証する書類

贈与確約書

○○○○（贈与者）は、

●●●法人△△△設立準備会代表者□□□□□

（代表者が贈与者となる場合は、代表者代理人）に、

同法人が▲▲▲保育所の移管先法人として決定され、

かつ●●●法人△△△の設立が認可された場合に、

基本財産として 円、

運用財産として 円を

贈与することを確約します。

令和 年 月 日

贈与者

住所
氏名

印

【既設法人の場合】

資金計画書

令和△年度末において、法人の運用財産として、○○保育園の年間事業費の12分の2に相当する☆☆☆千円(注1)を運用財産として用意し、移管決定後当該保育園所会計への繰り入れを確約します。(法人の預金残高証明書添付)

令和 年 月 日

○○○法人△△△

理事長

注1 必要な金額は、募集要項の

『3. 移管条件等について』－法人の条件－(3)の運用財産』に記載の金額。

【社会福祉法人を新たに設立する場合】

資金計画書

基本財産
預金 10,000,000円
贈与者 岐阜太郎による
(贈与契約書、岐阜太郎の預金残高証明書添付)

運用財産
預金 24,810,000円(注1)
贈与者 岐阜花子による
(贈与契約書、岐阜花子の預金残高証明書添付)

令和 年 月 日

○○○法人△△△設立準備会

代表者

注1 必要な金額は、募集要項の

『3. 移管条件等について』－法人の条件－(3)の運用財産』に記載の金額。

10. 各保育所の概要

岐阜市立佐波保育所 概要

所在地	岐阜市柳津町下佐波 1 丁目 40 番地
定員	180 人
入所数 (R3.7 月時点)	140 人
保育年齢	生後 57 日～小学校就学前
公共交通機関	「下佐波」バス停下車 徒歩 5 分
開所時間	平日：7 時～18 時 土曜日：7 時～13 時 30 分
駐車場	23 台
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 元気子育てサロン事業（子育て相談、園庭開放、図書貸出）
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもフェスティバル ・七夕会 ・運動会 ・人形劇鑑賞会 ・豆まき ・地域行事への参加 ・遠足（春・秋） ・プール参観 ・祖父母参観 ・クリスマス会 ・生活発表会 ・ボランティア（サッカー教室・絵本の読み聞かせ） ・保育参観とクラス懇談 ・夏祭り ・お店やさんごっこ ・新年お楽しみ会 ・ひな祭り会 <p>〔毎月〕・誕生会・避難訓練・不審者対応訓練・なかよし会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発育測定
保育方針	<p>全面芝生に覆われた園庭、四季を通して自然を感じる事ができる恵まれた環境の中で、心や体を動かして伸び伸びと遊び、好奇心や探求心を深めています。所内の畑では季節の野菜を栽培し、クッキングなど食育活動を行い、食への関心を高めます。また、地域との交流も深く、人とかかわりを通して自分や友達を大切にし、優しさや思いやりのある子に育つよう保育を進めています。</p>
敷地面積	5,391.82 m ²
床面積	1,255.33 m ²
建物構造	鉄骨平屋
築年月	昭和 49 年 3 月
用途地域	第一種住居地域（一部、第二種住居地域）
土砂災害警戒区域等	浸水想定区域（避難確保計画の策定要）
アスベスト	<p>【種類】クリソタイル、吹付け材（レベル 1 建材）</p> <p>【場所】資料室等（約 90 m²）の屋根裏</p> <p>【状態】囲い込み作業済 <注></p>

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。

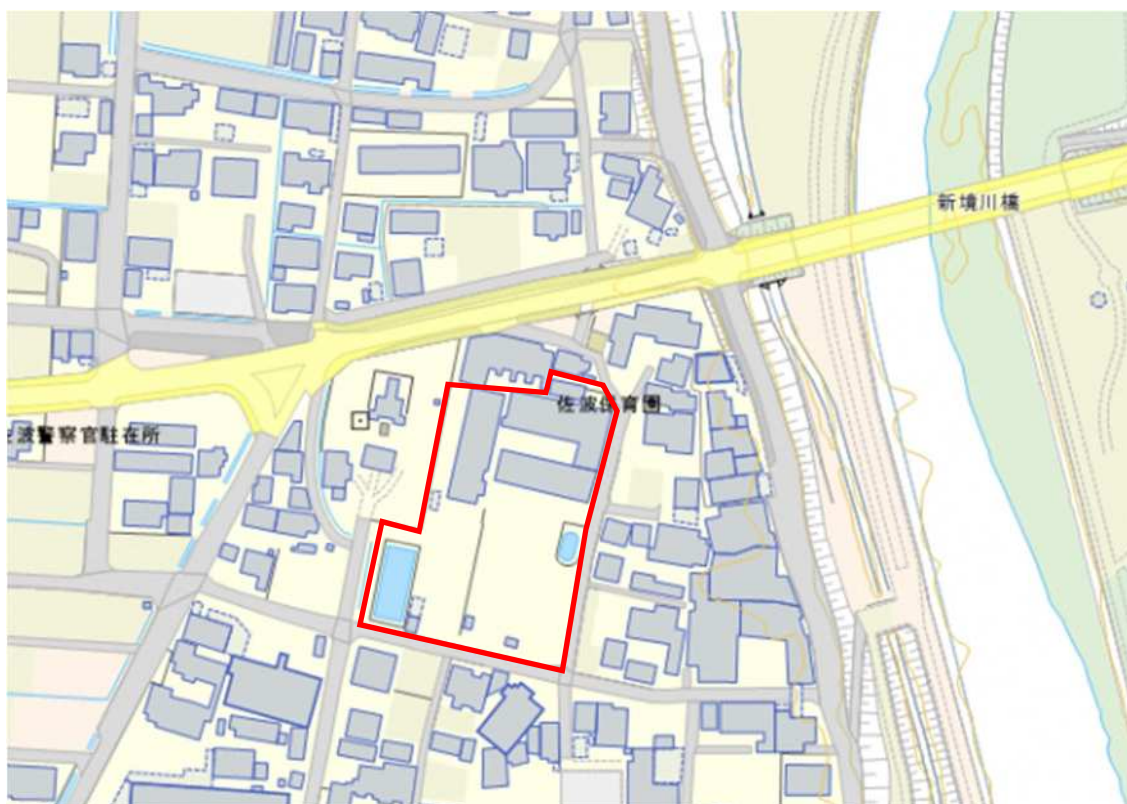
<注>

- ・本市では、その囲い込みについて、定期的に、空気中の石綿等の浮遊繊維状粒子及びアスベスト繊維数濃度測定を行い、アスベストの飛散がないことを確認しており、今後もその業務を継続すること。

<近年の大規模工事（50万円以上） 履歴>

年度	工事名	場所	金額	備考
平成18年度	アスベスト対策工事	建物	2,887,500円	
平成23年度	屋根改修・耐震補強工事	屋根、建物	5,187,000円	
平成27年度	保育室等改修工事	建物	16,339,320円	
平成27年度	保育所総合遊具設置工事	園庭	32,017,302円	契約金額は佐波保育所ほか3保育所の合算
平成28年度	防犯カメラ設置工事	建物	8,429,400円	契約金額は佐波保育所ほか2保育所の合算

位置図



地域との連携 【佐波保育所】

① 自治会

- ・運動会・卒園式等への来賓依頼及び出席
- ・柳津佐波女性の会による盆踊り大会実施。保育所で夏祭り前に保育所で子どもたちに盆踊りの指導（7月）。
- ・夏期のラジオ体操場所の協力。
- ・柳津地区敬老会出席（9月）年長児が柳津公民館で歌や踊りの披露。
- ・こどもみこし（10月）でのトイレの貸し出し。
- ・柳津町体育振興会より市民運動会参加要請。3歳以上児が参加（今年はコロナのため柳津保育所と一緒に年長児が鼓隊披露）。

② 民生委員・主任児童委員

- ・子育て支援地域連携会議出席。（1月頃）もえぎの里保健センターにて民生委員、児童委員協議会、児童館、その他連携機関と情報交換など。

③ 老人会

- ・なし

④ 社会福祉施設等

- ・なし

⑤ 小学校

- ・運動会・卒園式等への来賓依頼及び出席。
- ・柳津小学校入学式・運動会・卒業式に所長出席。
- ・柳津小学校学校運営協議会参加（柳津東保育所と隔年で運営委員に任命される）。
- ・柳津小学校2年生が保育所訪問。遊びの交流会実施。
- ・年長児が柳津小学校へ出向き交流（2月）。
- ・年度末頃に就学前児童に関することの連携のため保育所児童保育要録を作成。

⑥ 中学校

- ・境川中学校：職場体験の受け入れ。

⑦ 高等学校ほか

- ・羽島北高校：家庭科の実習、インターンシップの受け入れ。

⑧ その他

○大学、短大、専門学校との連携

- ・保育・看護実習生受け入れ。

○柳津町公民館で行われる美術展（11月）に児童の作品を出展

○柳津青少年育成市民会議（育成、家庭、社会環境）との連携

- ・育成部会、家庭部会の委員に佐波の所長と隔年交替で任命される。
- ・ふれあいオリエンテーリング参加。

実行委員準備、当日のお手伝い（所長 9月,10月）。

○社会福祉協議会 柳津支部との連携

- ・協議会会議出席（年1回）評議員に任命。
- ・金婚祝いの会に年長組が参加。
- ・ふれあい餅つき大会 すべて協議会に準備していただき、保育所に老人を招いて実施。
- ・子育て支援サロン「もえぎっこ」参加。もえぎの里にて年2回ほど副所長が保育所の紹介や出し物を実施。

○食生活改善推進委員との連携

- ・もえぎの里にて、調理体験「キッズトントン」実施。

○JA 境川支部との連携

- ・夏野菜の苗植え（女性部）。

○ボランティア

- ・サッカー教室：月一回の指導（年長児対象）。
- ・絵本の読み聞かせ：「みどりの風」による絵本等読み聞かせ実施（1歳以上児対象）。
- ・プール指導：毎週水曜日午前中に、指導を受ける（3歳以上児対象）。
- ・クリスマス会

佐波保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 101,456,160 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	(A*(B+C+D)+E+F)*12
	A	B	C	D	E	F	
0歳児	1人	161,830	6,000	110	342	1,907	2,042,268
1歳児	28人	92,050	3,200	110	9,588	53,418	32,797,032
2歳児	28人	92,050	3,200	110	9,588	53,418	32,797,032
3歳児	27人	35,180	1,280	110	9,245	51,510	12,577,740
4歳児	27人	28,210	1,040	110	9,245	51,510	10,241,700
5歳児	29人	28,210	1,040	110	9,932	55,327	11,000,388
合計	140人						101,456,160

※加算率は4%で試算

※人数はR3.7.1現在の入所児童数140人で試算

○岐阜市補助金収入 18,249,800 円

	金額	備考
低年齢児保育対策費	1,828,800	加配保育士1人、1,2歳児6人増えたと想定
延長保育事業	1,544,000	1時間延長保育実施（平均利用人数6人以上）
延長保育接続事業	7,000,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	4,000,000	障害児5人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業（一般型）	2,607,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	900,000	新規採用保育士1人（常勤）につき100,000円
合計	18,249,800	

※児童数180人を想定

●支出（人件費以外の支出実績）

19,390,711 円

	金額（円）	備考
消耗品費	1,804,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	2,819,422	水道、電気、LPガス
燃料費	2,797	草刈用ガソリン代（灯油代）
電話料	203,436	
使用料及び賃借料	133,445	リコー複合機
修繕・工事費	2,811,061	
賄材料費	10,500,074	
業務委託費	1,116,476	
自動火災報知設備保守点検	47,929	
遊具等保守点検	48,290	
消火器具保守点検	10,148	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	105,600	
電気工作物保守点検	143,000	
建築設備定期点検	110,000	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	61,996	
牛乳パック回収	175,560	
廃棄油回収	1,388	
使用済み紙おむつ回収	198,000	
環境衛生検査	149,665	
合計	19,390,711	

【補足説明】

・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物がある。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は令和2年度の年間実績。
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。

岐阜市立合渡保育所 概要

所在地	岐阜市寺田3丁目17番地
定員	80人
入所数（R3.7月時点）	79人
保育年齢	1歳～小学校就学前
公共交通機関	「合渡小学校前」バス停下車 徒歩2分
開所時間	平日：7時～18時 土曜日：7時～13時30分
駐車場	6台
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 元気子育てサロン事業（子育て相談、園庭開放、図書貸出）
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもフェスティバル ・遠足（春・秋） ・保育参観 ・クッキング ・七夕会 ・夏祭り ・プール参観 ・運動会 ・祖父母参観 ・観劇 ・お店やさんごっこ ・クリスマス会 ・新年お楽しみ会 ・豆まき ・生活発表会 ・ひな祭り会 ・交通安全教室 ・お別れ会 <p>[地域との交流]・中山道河渡宿祭り・市民運動会</p> <p>・民生委員との交流会</p> <p>[毎月]・誕生会・なかよし会・発育測定・避難訓練</p> <p>・不審者対応訓練・ランチデー</p>
保育方針	<p>○芝生の園庭でのびのびと遊んだり、隣接する農園で野菜を栽培したり、虫と触れ合ったりすることを大切にしています。その中で、収穫の喜びや好奇心、探求心、全ての命を大切にする心を育てています。</p> <p>○異年齢での関わりを大切にし、優しさや思いやりの気持ちが持てるようにしています。</p> <p>○保育所として地域の行事に積極的に参加し、地域の人との交流を大切にしています。</p>
敷地面積	1,829.46 m ²
床面積	481.68 m ²
建物構造	鉄骨平屋
築年月	昭和49年12月
用途地域	市街化調整区域
土砂災害警戒区域等	浸水想定区域（避難確保計画の策定要）

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。

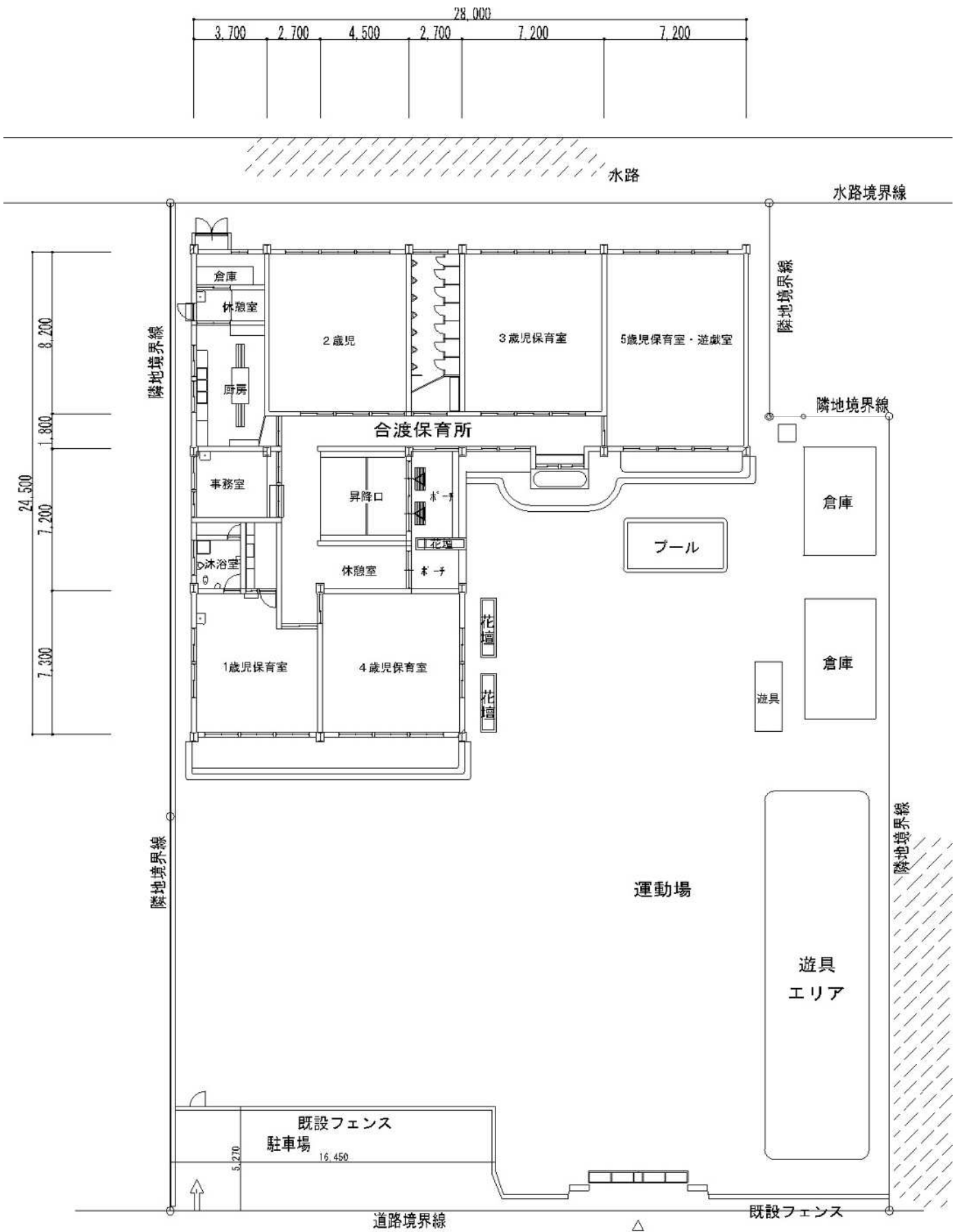
<近年の大規模工事（50万円以上） 履歴>

年度	工事名	場所	金額	備考
平成15年度	下水道切替工事	下水道	4,683,000円	
平成26年度	総合遊具設置工事	園庭	25,638,606円	契約金額は合渡保育所ほか3保育所の合算
平成26年度	玄関外壁・床・天井改修工事	建物	6,328,800円	
平成28年度	天井張替工事	建物	2,731,320円	
平成30年度	防犯カメラ設置工事	建物	12,430,800円	契約金額は合渡保育所ほか4保育所の合算

位置図



配置図



地域との連携 【合渡保育所】

① 自治会

- ・入所式、運動会、卒園式等への来賓依頼及び出席。
- ・合渡校区市民運動会への参加。
保育所の運動会で行う親子リズムを市民運動会の種目として親子で参加
実行委員会は3回
- ・「祭り いこまい中山道河渡宿」への参加。
紙芝居、寸劇等を保育士が行う。
3歳以上児は運動会で行ったリズムを踊る。
- ・まちづくり協議会、防災会議等へ定期的に出席。

② 民生委員・主任児童委員

- ・入所式、運動会、卒園式等への来賓依頼及び出席。
- ・未就園児とのふれあい（保育所見学）。
- ・保育所の新年お楽しみ会への参加。

③ 老人会

- ・なし

④ 社会福祉施設等

- ・日赤と包括支援センターの依頼により、年長児が「れんげの郷」を訪問。

⑤ 小学校

- ・入所式、運動会、卒園式等への来賓依頼及び出席。
- ・合渡小学校入学式、運動会、卒園式に所長出席。
- ・年長児が合渡小学校へ出向き1年生と交流（連絡は小学校からあり）。
- ・合渡小学校2年生が、まち探検の授業で保育所を訪問。
- ・年度末頃に就学前児童に関することの連携の為、懇談を実施。
- ・保育所児童保育要録を作成し、送付。
- ・幼保小連携会議に出席。

⑥ 中学校

- ・中学校の職場体験の受け入れ。

⑦ 高等学校ほか

- ・なし

⑧ その他

- ・大学、短大、専門学校からの保育・看護実習生受け入れ。
- ・自治会連合会会長にクリスマス行事のサンタクロースの役を依頼。
- ・西部ふれあい保健センターとの連携。

合渡保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 69,760,320 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	(A*(B+C+D)+E+F)*12
	A	B	C	D	E	F	
0歳児	0人						
1歳児	11人	108,560	3,880	110	6,675	37,189	15,382,968
2歳児	14人	108,560	3,880	110	8,495	47,332	19,578,324
3歳児	24人	51,690	1,920	110	14,564	81,141	16,619,820
4歳児	12人	44,720	1,680	110	7,282	40,570	7,271,664
5歳児	18人	44,720	1,680	110	10,924	60,858	10,907,544
合計	79人						69,760,320

※加算率は4%で試算

※人数はR3.7.1現在の入所児童数79人で試算

○岐阜市補助金収入 9,949,800 円

	金額	備考
低年齢児保育対策費	1,828,800	加配保育士1人、1,2歳児6人増えたと想定
延長保育事業	1,544,000	1時間延長保育実施（平均利用人数6人以上）
延長保育接続事業	1,500,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	1,600,000	障害児2人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業（一般型）	2,607,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	500,000	新規採用保育士1人（常勤）につき100,000円
合計	9,949,800	

児童数80人を想定

●支出（人件費以外の支出実績）

11,533,313 円

	金額（円）	備考
消耗品費	862,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	1,851,993	水道、電気、LPガス
燃料費	0	草刈用ガソリン代（灯油代）
電話料	77,528	
使用料及び賃借料	57,755	リコー複合機
修繕・工事費	1,484,549	
賄材料費	6,239,105	
業務委託費	960,383	
自動火災報知設備保守点検	47,929	
遊具等保守点検	48,290	
消火器具保守点検	10,148	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	105,600	
電気工作物保守点検	54,107	
建築設備定期点検	110,000	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	61,996	
牛乳パック回収	175,560	
廃棄油回収	1,388	
使用済み紙おむつ回収	130,800	
環境衛生検査	149,665	
合計	11,533,313	

【補足説明】

・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物がある。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は令和2年度の年間実績。
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。

岐阜市立柳津東保育所 概要

所在地	岐阜市柳津町蓮池5丁目35番地
定員	120人
入所数（R3.7月時点）	128人
保育年齢	生後57日～小学校就学前
公共交通機関	「寺屋敷」バス停下車 徒歩15分
開所時間	平日：7時～18時 土曜日：7時～13時30分
駐車場	18台
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 元気子育てサロン事業（子育て相談、園庭開放、図書貸出）
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（春・秋） ・七夕会 ・祖父母参観 ・新年お楽しみ会 ・ひな祭り会 ・地域行事への参加 ・地域ふれあい（お年寄りとの交流・もちつき等） [ボランティア]・サッカー教室・絵本の読み聞かせ [毎月]・誕生会・避難訓練・不審者対応訓練 ・発育測定・元気っ子会等 <ul style="list-style-type: none"> ・保育参観 ・夏祭り ・お店屋さんごっこ ・豆まき ・お別れ会 ・大学生との交流 <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会（クラス・個人） ・運動会 ・クリスマス会 ・生活発表会
保育方針	<p>緑豊かな広々とした園庭は自然環境に恵まれ、一年を通して子どもたちが十分な時間、空間、自然物の中で活動的に生き生きと遊ぶ姿があります。平屋の園舎では、異年齢の交流があり、小さい子への思いやり、大きい子へのあこがれの気持ちが育つようにしています。地域の方との交流も多く、周りの大人に愛され、大切にされる喜びや安心を基盤に『自分や周りの人を大切にする心・健康で生き生きと体を動かす力・試したり工夫したりする意欲』を育む保育を行っています。</p>
敷地面積	5,625.00 m ²
床面積	1,019.12 m ²
建物構造	R C造平屋
築年月	昭和50年3月
用途地域	第一種住居地域
土砂災害警戒区域等	浸水想定区域（避難確保計画の策定要）

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。

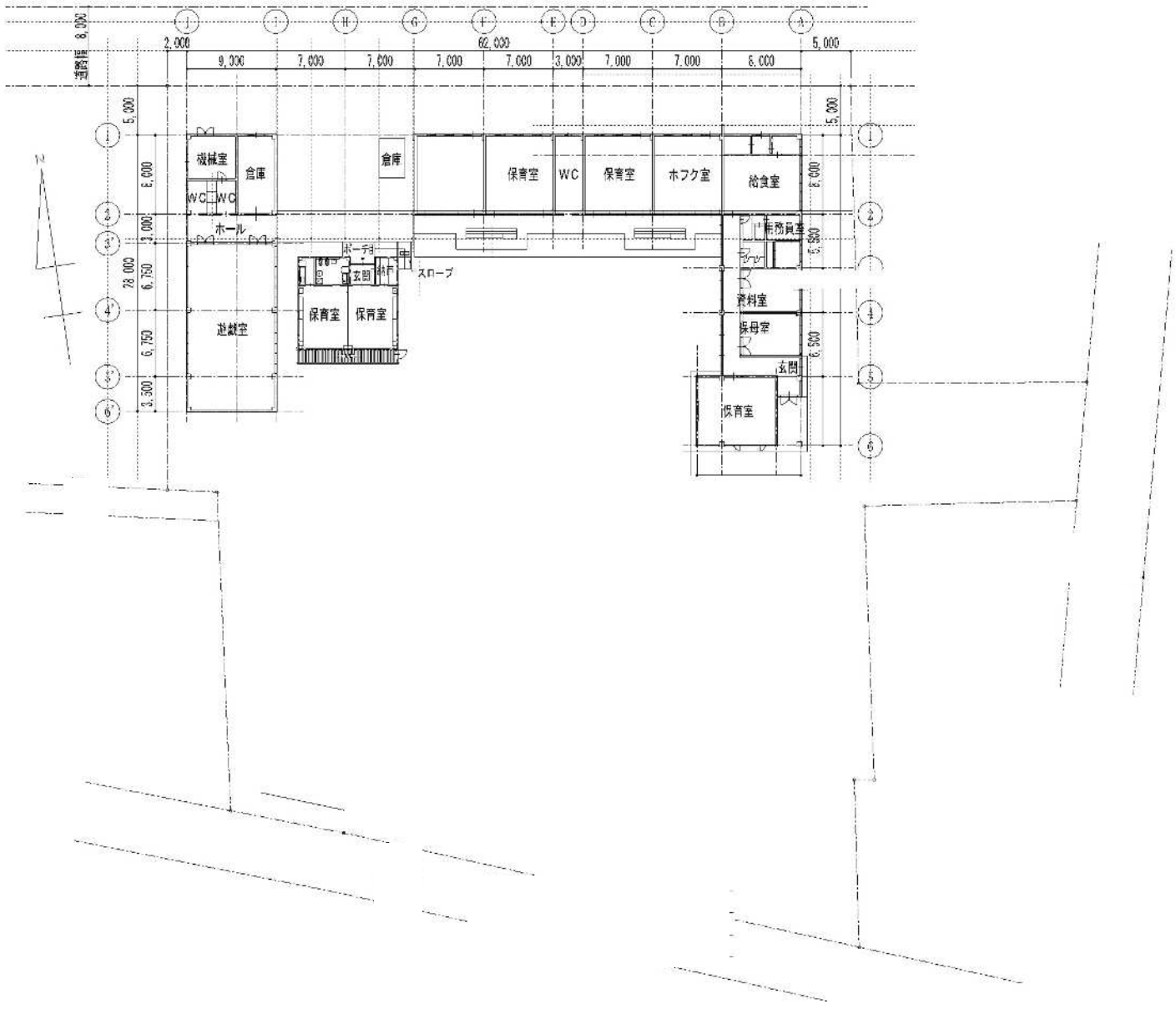
<近年の大規模工事（50万円以上） 履歴>

年度	工事名	場所	金額	備考
平成18年度	アスベスト対策工事	建物	3,360,000円	
平成23年度	1歳児室等改修工事	1歳児室、事務室、倉庫	2,530,500円	
平成23年度	駐車場整備工事	駐車場	5,491,500円	
平成24年度	増築・耐震補強・外壁落下防止・ガラス飛散防止・電気設備工事	建物	38,759,994円	
平成28年度	保育所総合遊具設置工事	園庭	12,505,320円	
平成28年度	防犯カメラ設置工事	建物	8,429,400円	契約金額は柳津東保育所ほか2保育所の合算
平成29年度	プール改修工事	園庭プール	6,412,880円	契約金額は柳津東保育所ほか1保育所の合算
平成30年度	東駐車場ブロック塀改修工事	東駐車場南面	644,371円	
令和1年度	給食室天井塗装修繕	給食室天井	724,900円	

位置図



配置図



地域との連携 【柳津東保育所】

① 自治会

- ・運動会・卒園式等への来賓依頼及び出席。
- ・柳津佐波女性の会による盆踊り大会実施。保育所で夏祭り前に保育所で子どもたちに盆踊りの指導（7月）。
- ・柳津地区敬老会出席（9月）。柳津公民館で歌や踊りの披露。
- ・柳津町体育振興会より市民運動会参加要請。佐波保育所と一緒に年少児ポンポン、年中児バルーン、年長児鼓隊披露（新型コロナの影響で令和3年度は年長児のみの予定）。

② 民生委員・主任児童委員

- ・子育て支援地域連携会議出席。（1月頃）もえぎの里保健センターにて民生委員、児童委員協議会、児童館、その他連携機関と情報交換など。

③ 老人会

- ・カトレア会（柳津婦人会）主催の地域お年寄りとの交流会。東栄会館にて歌の披露やふれあい遊び、手作りプレゼント交換を実施。

④ 社会福祉施設等

- ・なし

⑤ 小学校

- ・運動会・卒園式等への来賓依頼及び出席。
- ・柳津小学校入学式・運動会・卒業式に所長出席。
- ・柳津小学校学校運営協議会参加（佐波保育所と隔年で運営委員に任命される）。
- ・柳津小学校2年生が保育所訪問。遊びの交流会実施。
- ・年長児が柳津小学校へ出向き交流（2月）。
- ・年度末頃に就学前児童に関することの連携のため保育所児童保育要録を作成。

⑥ 中学校

- ・境川中学校：職場体験の受け入れ。

⑦ 高等学校ほか

- ・羽島北高校：家庭科の実習、インターンシップの受け入れ。

⑧ その他

○大学、短大、専門学校との連携

- ・保育・看護実習生受け入れ。

○社会福祉協議会 柳津支部との連携

- ・協議会会議出席（年1回）評議員に任命。
- ・ふれあい餅つき大会 すべて協議会に準備していただき、保育所に老人を招いて実施。
- ・子育て支援サロン「もえぎっこ」参加。もえぎの里にて年2回ほど副所長が保育所の紹介や出し物を実施。

○食生活改善推進委員との連携

- ・もえぎの里にて、調理体験「キッズトントン」実施。

○JA 境川支部との連携

- ・夏野菜の苗植え（婦人部）。

○ボランティア

- ・サッカー教室：月一回の指導（年長児対象）。
- ・絵本の読み聞かせ 「みどりの風」による絵本等読み聞かせ実施（1歳以上対象）。
- ・クリスマス会。

○柳津青少年育成市民会議（育成、家庭、社会環境）との連携（年3回）

- ・育成部会、家庭部会の委員に佐波の所長と隔年交替で任命される。
- ・ふれあいオリエンテーリング参加。

実行委員準備、当日のお手伝い（所長 9月、10月）。

○柳津町公民館で行われる美術展（11月）に児童の作品を出展

柳津東保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 106,430,040 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	(A*(B+C+D)+E+F)*12
	A	B	C	D	E	F	
0歳児	7人	166,450	6,200	110	2,621	14,606	14,718,564
1歳児	20人	96,670	3,400	110	7,490	41,732	24,633,864
2歳児	26人	96,670	3,400	110	9,737	54,252	32,024,028
3歳児	24人	39,800	1,480	110	8,988	50,079	12,629,124
4歳児	26人	32,830	1,240	110	9,737	54,252	11,432,028
5歳児	25人	32,830	1,240	110	9,367	52,169	10,992,432
合計	128人						106,430,040

※加算率は4%で試算

※人数はR3.7.1現在の入所児童数128人で試算

○岐阜市補助金収入 14,849,800 円

	金額	備考
低年齢児保育対策費	1,828,800	加配保育士1人、1,2歳児6人増えたと想定
延長保育事業	1,544,000	1時間延長保育実施（平均利用人数6人以上）
延長保育接続事業	5,400,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	2,400,000	障害児3人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業（一般型）	2,607,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	700,000	新規採用保育士1人（常勤）につき100,000円
合計	14,849,800	

児童数120人を想定

●支出（人件費以外の支出実績）

19,661,339 円

	金額(円)	備考
消耗品費	1,503,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	2,920,745	水道、電気、LPガス
燃料費	1,282	草刈用ガソリン代（灯油代）
電話料	197,679	
使用料及び賃借料	181,825	リコー複合機
修繕・工事費	2,825,966	
賄材料費	11,057,366	
業務委託費	973,476	
自動火災報知設備保守点検	47,929	
遊具等保守点検	48,290	
消火器具保守点検	10,148	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	105,600	
電気工作物保守点検	0	
建築設備定期点検	110,000	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	61,996	
牛乳パック回収	175,560	
廃棄油回収	1,388	
使用済み紙おむつ回収	198,000	
環境衛生検査	149,665	
合計	19,661,339	

【補足説明】

・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物がある。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は令和2年度の年間実績。
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。